



児童扶養手当・特別児童扶養手当
(特別) 児童扶養手当の
支給額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が4月分から変更されます。改正額については左・下表をご覧ください。

前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

特別児童扶養手当

対 象	3月まで	4月以降
1 級	55,350円	56,800円
2 級	36,860円	37,830円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です

児童扶養手当

対 象	3月まで	4月以降
本体額	全額支給 45,500円	46,690円
	一部支給 10,740円～45,490円	11,010円～46,680円
第2子加算額	全額支給 10,750円	11,030円
	一部支給 5,380円～10,740円	5,520円～11,020円



大学生年代の児童を養育している方へ
児童手当の第三子加算を
受給している方への確認書

大学生(年代)までの児童を養育し、かつ、児童手当の第三子加算を受給している方へ、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を送付します。卒業後も監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、生活費の相当部分の負担をしている事実があれば、提出ください。

【期限】卒業後から15日以内
※令和7年度は、平成15年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれまでの児童が大学生年代になります。



令和7年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿
土地・家屋価格等
縦覧帳簿を公開します

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が、自己資産の評価が適正であるかどうか他人の資産との価格比較をすることが出来る制度です。

※償却資産については縦覧できません。

【公開日時】4月1日～4月30日

(平日の8時30分～17時15分)

【場所】税務課 税務係

【縦覧できる人】固定資産税の納税者



3月末までに接種をお願いします
HPVワクチンについて

左記の対象者は、令和7年4月以降も残りの接種を公費で受けられるようになりました。

【対象者】
【公費での接種期間】令和8年3月31日まで

平成9年度～平成19年度生まれ、または平成20年度生まれ(高校1年生相当)の女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを接種したことのある方



3月末で終了する予防接種です
風しん5期の定期接種

風しんの感染拡大防止のために、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった方を対象に抗体検査および予防接種(第5期定期接種)を無料で実施しています。対象の方にはクーポン券を送付していますので、まだ受診されていない対象者の方は、まずは抗体検査を受け、自身の風しんの抗体価を知りましょう。

【実施期間】令和7年3月31日まで
【対象者】昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日までに生まれた男性

令和7年・広報けいせん3月